

『学校法人会計の目的と企業会計との違い』(平成27年度以降)

平成 27 年度より、学校法人会計基準が一部改正されました。社会・経済状況の大きな変化、会計のグローバル化等を踏まえた様々な企業会計基準の改正等を受け、学校法人の経営状態を社会に分かりやすく説明する仕組みが求められていることが背景にあります。これにより、主に以下の変更がありました。

- (1)資金収支計算書に加えて、新たに活動区分ごとの資金の流れがわかる「活動区分資金収支計算書」を作成。
- (2)従前の「消費収支計算書」が、3 つの活動収支に区分けした「事業活動収支計算書」に変更。経常的及び臨時的収支に区分して、それらの収支状況を把握できるように表示。また基本金組入れ後の収支状況に加えて、基本金組入れ前の収支状況も表示。
- (3)貸借対照表において、固定資産の中科目として新たに「特定資産」を設けて表示。また「基本金の部」と「消費収支差額の部」を合わせて「純資産の部」として表示。

本学が公表している財務のデータは学校法人会計基準に基づいて会計処理を行った結果のもので、これは本学が私立学校振興助成法による補助金交付を受けており、そのような学校法人はこの基準に従い会計処理を行い、決算書を作成する必要があるからです。

この学校法人会計はいくつかの点で企業会計と異なります。そして同じ決算書の名称でも、使われている用語と意味が異なる(例:貸借対照表の「基本金」と「資本金」の違い)など、その理解を複雑にしています。事業活動を区分して表示することで、キャッシュ・フロー計算書の考え方が加味され、従前よりも理解しやすくなる面がありますが、引き続き学校法人会計と企業会計の違いは存在しています。ここで大まかにその目的・特徴を示すとともに、企業会計との違いをご説明します。

一般に企業会計では一定期間の経済活動の成果を損益計算で表します。経営に影響を及ぼす状況は刻々と変化していることから、短期的な利益計算並びに情報開示を求めています。利益の追求が目的であるため、時に多額の費用(支出)を費やしても、それに見合う以上の収益(収入)が見込まれる場合には積極的な投資・支出が行われます。

これに対し学校法人会計は、営利を目的とするものではなく、教育研究を遂行することが目的です。主要な財源である学生生徒納付金は年度途中でたやすく変更できず、学生生徒数も年度当初に確定した人数がほとんど増減しません。従って、仮に支出を増加させたとしても、収入の増加を図ることは通常は困難です。教育研究の遂行のための中長期的な収支の均衡を目的としており、その目的を計画的に達成するために予算が特に重要になります。

決算書において、企業会計では予算との比較は公表ませんが、学校法人会計では予算を基準にし、「予算－決算」として公表していることから、このことを表しているかと思えます。

また作成する決算書も異なります。企業会計では、財政状態を表す貸借対照表、経営成績を表す損益計算書、資金の増減を表すキャッシュ・フロー計算書、純資産の変動の状況を表す株主資本等変動計算書、等を作成します。

これに対し学校法人会計では、諸活動に対応するすべての収入および支出の内容をあらわす「資金収支計算書」。またその計算書を活動区分(「教育」「施設整備等」「その他」の各活動区分)に分けて表示する「活動区分資金収支計算書」。収入と支出の均衡を把握する書類である「事業活動収支計算書」(従前の「消費収支計算書」の収入支出を、3つに分けて表示)。そして財政状態を表す貸借対照表を作成します。

【作成する決算書】	
○企業会計:	○学校法人会計:
・貸借対照表	・資金収支計算書
・損益計算書	・活動区分資金収支計算書
・キャッシュ・フロー計算書	・事業活動収支計算書
・株主資本等変動計算書、等	・貸借対照表

【フロー面について】

○企業会計:

損益計算書、キャッシュ・フロー計算書(、株主資本等変動計算書)

- ・損益計算書:経営成績を明らかにするため、収益から費用を差し引き、儲け(当期純利益)を表します。

$$\text{収益} - \text{費用} = \text{当期純利益}$$

- ・キャッシュ・フロー計算書:資金(現金及び現金同等物)の流入・流出(つまり、収入・支出。いわゆるキャッシュ・フロー)を、営業活動・投資活動・財務活動の3つに区分して表します。

○学校法人会計:

資金収支計算書、事業活動収支計算書

資金収支計算書:資金の流れ(収入・支出)を明らかにし、その具体的な科目を明らかにするもの。前年度からの繰越支払資金にこの収支を反映させ、次年度への繰越支払資金を表示します。

$$\text{前年度繰越支払資金} + \text{資金収入} - \text{資金収入調整勘定}$$

$$= \text{資金支出} - \text{資金支出調整勘定} + \text{翌年度繰越支払資金}$$

★資金の流れを把握する点について、キャッシュ・フロー計算書と資金収支計算書は変わりませんが、資金の流れについて、企業会計では3つの

活動に区分して把握するのに対し、学校法人会計では収入と支出それぞれについて活動に区分せずに全体として把握するところが異なっています。なお平成27年度の学校法人会計基準の改正により、3つの活動に区分して把握する「活動区分資金収支計算書」も登場しています。

事業活動収支計算書：企業会計の損益計算の仕組みを引用し、事業活動収入と事業活動支出(費用)の内容と均衡を明らかにするもの。平成27年度の学校法人会計基準の改正により、この収支を「基本金組入前当年度収支差額」として表示することとなりました。事業活動収入とは、借入金のように入金はあるが返済義務があるような収入を除いた、正味の収入です(改正前の「帰属収入」)。他方、事業活動支出とは教職員等の人件費や教育研究及び管理の経費支出に加え、退職給与の引当金・減価償却額・固定資産を廃棄した際の残存価格を表す資産処分差額など、資金面以外の支出を表します

この収支差額から、学校法人の継続的な維持・向上のために必要な固定資産の取得価額や積立など(「基本金組入額」)を控除し、「当年度収支差額」を表示します。

★学校法人会計では上記算定の結果として「当年度収支差額」を導くため、収支差額と基本金組入額のない企業会計の「儲け(当期純利益)」とは異なるものになります。なおこの収支差額の累積額が貸借対照表の「(翌年度)繰越収支差額」となります。

事業活動収入－事業活動支出＝基本金組入前当年度収支差額
基本金組入前当年度収支差額＋基本金組入額(通常マイナス額)
＝当年度収支差額

【ストック面について】

○企業会計：時価評価

資産の部＝負債の部＋純資産の部

○学校法人会計：取得価額評価

資産の部＝負債の部＋純資産の部(基本金＋繰越収支差額)

過去からの累積された「当年度収支差額」を、「繰越収支差額」と言います。基本金の部＋繰越収支差額の合計額を正味財産といい、計算式では、企業会計の純資産の部と同じになります。しかし、企業会計の純資産の部には、出資者の企業に対する財産権である資本金が含まれていますが、学校法人には出資という概念がないため、基本金の部や繰越収支差額の部(＝純資産の部)に資本金はありません

ん。

一方で、学校法人には基本金というものがあります。基本金は学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、組入れる金額です。学校設立時の寄付金並びにその後の事業活動によって留保した収入を組入れることで学校法人の財産的な基礎を裏付けています。寄付者には財産権も発生しません。この点において企業会計の資本金とは本質的に異なるものになります。

このように、企業会計とは異なる学校法人会計ではありますが、企業が株主(いわゆるステイクホルダー)や社会に対し情報を公開しているように、学校法人も債券の時価情報公表、保有有価証券の時価反映(著しく価格が変動した場合)など、企業会計の要素を取り入れながら、公共性を有する機関として広く社会に対して積極的に情報を公開することが求められています。つまり税金を財源とした補助金や寄付者からのご寄付を頂き、学生ご父母(保護者)から学費を受入れる受託責任から、財務・経営状況等に関する情報を公開し、説明責任を果たし、理解を得ることは大学の責務となっているのです。

- ★ 甲南学園の計算書類(決算書)、貸借対照表や経年データ、また学校法人会計の用語や計算書類の説明は、『事業報告書』の「Ⅱ 財務の概要」に掲載しております。英語版もご用意しておりますので、併せてご覧下さい。

以上

『学校法人会計の目的と企業会計との違い』(平成26年度以前)

本学が公表している財務のデータは学校法人会計基準に基づいて会計処理を行った結果のもので、これは本学が私立学校振興助成法による補助金交付を受けており、そのような学校法人はこの基準に従い会計処理を行い、決算書を作成する必要があるからです。

この学校法人会計はいくつかの点で企業会計と異なります。そして同じ決算書類の名称でも、使われている用語と意味が異なる(例:貸借対照表の「基本金」と「資本金」の違い)など、その理解を複雑にしています。ここで大まかにその目的・特徴を示すとともに、企業会計との違いをご説明します。

一般に企業会計では、経済活動の成果を損益計算で表し、利益を最大限にするべく経済活動を展開されています。利益の追求が目的であるため、時に多額の費用(支出)を費やしても、それに見合う以上の収益(収入)が見込まれる場合には積極的な投資・支出が行われます。

これに対し学校法人会計は、営利を目的とするものではなく、教育研究を遂行することが目的です。主要な財源である学生生徒納付金は学費も年度途中でたやすく変更できず、学生生徒数も年度当初に確定した人数がほとんど増減しません。従って、仮に支出を増加させたとしても、収入の増加を図ることは通常は困難です。このような特徴の中で、教育研究の遂行という目的を計画的に達成するために、予算が特に重要になります。

決算書において、企業会計では予算との比較は公表しませんが、学校法人会計では予算を基準にし、「予算―決算」として公表していることから、このことを表しているかと思えます。

また作成する決算書も異なります。企業会計では、財政状態を表す貸借対照表、経営成績を表す損益計算書、資金の増減を表すキャッシュ・フロー計算書、純資産の変動の状況を表す株主資本等変動計算書、等を作成します。

これに対し学校法人会計では、諸活動に対応するすべての収入および支出の内容をあらわす資金収支計算書、収入と支出の均衡を把握する書類である消費収支計算書、財政状態を表す貸借対照表を作成します。

【作成する決算書】	
○企業会計:	○学校法人会計:
・貸借対照表	・資金収支計算書
・損益計算書	・消費収支計算書
・キャッシュ・フロー計算書	・貸借対照表
・株主資本等変動計算書、等	

【フロー面について】

○企業会計：

損益計算書、キャッシュ・フロー計算書(、株主資本等変動計算書)

- ・損益計算書：経営成績を明らかにするため、収益から費用を差し引き、儲け(当期純利益)を表します。

$$\text{収益} - \text{費用} = \text{当期純利益}$$

- ・キャッシュ・フロー計算書：資金(現金及び現金同等物)の流入・流出(つまり、収入・支出。いわゆるキャッシュ・フロー)を、営業活動・投資活動・財務活動の3つに区分して表します。

○学校法人会計：

資金収支計算書、消費収支計算書

資金収支計算書：資金の流れ(収入・支出)を明らかにし、その具体的な科目を明らかにするもの。前年度からの繰越支払資金にこの収支を反映させ、次年度への繰越支払資金を表示します。

$$\text{前年度繰越支払資金} + \text{資金収入} - \text{資金収入調整勘定}$$

$$= \text{資金支出} + \text{資金支出調整勘定} + \text{翌年度繰越支払資金}$$

★資金の流れを把握する点について、キャッシュ・フロー計算書と資金収支計算書は変わりませんが、資金の流れについて、企業会計では3つの活動に区分して把握するのに対し、学校法人会計では収入と支出それぞれについて活動に区分せずに全体として把握するところが異なっています。

消費収支計算書：企業会計の損益計算の仕組みを引用し、消費収入と消費支出(費用)の内容と均衡を明らかにするもの。「消費収入」とは、借入金のように入金はあるが返済義務があるような収入を除いた、正味の収入(「帰属収入」)から、学校法人の継続的な維持・向上のために必要な固定資産の取得価額や積立など(「基本金組入額」)を控除したものです。

★学校法人会計では、「帰属収入」から「基本金組入額」を差し引いたものを“収入”とし、支出(費用)を差し引いて「収支差額」を導くため、収支差額と基本金組入額のない企業会計の「儲け(当期純利益)」とは異なるものになります。なおこの収支差額を「当年度消費収入超過額(または支出超過額)(いわゆる「消費収支差額」)と言います。

$$\text{帰属収入} - \text{基本金組入額} = \text{消費収入}$$

$$\text{消費収入} - \text{消費支出} = \text{当年度消費収支差額}$$

【ストック面について】

○企業会計：

資産の部＝負債の部＋純資産の部

○学校法人会計：

資産の部＝負債の部＋基本金の部＋消費収支差額の部

過去からの累積された「消費収入超過額(または支出超過額)」を、「消費収支差額」と言います。基本金の部＋消費収支差額の部を正味財産といい、計算式では、企業会計の純資産の部と同じになります。しかし、企業会計の純資産の部には、出資者からの出資相当額である資本金が含まれていますが、学校法人には出資という概念がないため、基本金の部や消費収支差額の部に資本金はありません。一方で、学校法人には基本金というものがあります。基本金は学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その帰属収入のうちから組入れた金額であり、企業会計の資本金とは本質的に異なるものになります。

このように、企業会計とは異なる学校法人会計ではありますが、企業が株主(いわゆるステイクホルダー)や社会に対し情報を公開しているように、最近では学校法人も債券の時価情報公表、保有有価証券の時価反映(著しく価格が変動した場合)など、企業会計の要素を取り入れる動きがあります。税金を財源とした補助金や寄付者からのご寄付を頂き、学生ご父母(保護者)から学費を受入れる受託責任から、財務を始めとする情報を公開することは大学の責務となっています。

- ★ 甲南学園の計算書類(決算書)、貸借対照表や経年データ、また学校法人会計の用語や計算書類の説明は、『事業報告書』の「Ⅱ 財務の概要」に掲載しております。併せてご覧下さい。

以上